# 令和2年 第2回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日) 令和2年6月18日 (木曜日)

### 議事日程(第5号)

令和2年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第46号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第2 議案第47号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第48号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第49号 築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第7 議案第52号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 築上町国営農地再編パイロット事業(椎田地区)に係る負担金徴収条 例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 発議第2号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第2号 「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書

### (継続審査分)

- 日程第14 請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願 (追加分)
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第2 議案第47号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第48号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第49号 築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 日程第8 議案第53号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 築上町国営農地再編パイロット事業(椎田地区)に係る負担金徴収条 例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 発議第2号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 陳情第2号 「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書

#### (継続審査分)

- 日程第14 請願第1号 築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願 (追加分)
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査について

### 出席議員(14名)

1番 吉原 秀樹君 2番 江本 守君

3番 池永 巖君 4番 鞘野 希昭君

5番	工藤	久司君	6番	北代	恵君
7番	宗	晶子君	8番	丸山	年弘君
9番	信田	博見君	10番	田原	宗憲君
11番	塩田	文男君	12番	武道	修司君
13番	池亀	豊君	14番	田村	兼光君

### 欠席議員(なし)

### 欠 員(なし)

### 事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

## 説明のため出席した者の職氏名

 町長
 新川 久三君
 副町長
 八野 紘海君

 教育長
 久保ひろみ君

 会計管理者兼会計課長
 水野 賀子君

 総務課長
 元島 信一君
 財政課長
 椎野 満博君

 企画振興課長
 季野 智君
 人権課長
 神崎 博子君

 税務課長
 一分富
 義昭君
 住民課長
 吉川 千保君

 福祉課長
 一個分別
 本広君
 本本君
 本本君

 建設課長
 神崎 秀一君
 都市政策課長
 1万井 紫君
 本本君

 上下水道課長
 福田
 記久君
 総合管理課長
 石井 紫君

 環境課長
 一個内
 秀樹君
 野正
 修司君

### 午前10時00分開議

# ○議長(武道 修司君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

### 日程第1. 議案第46号

○議長(武道 修司君) 日程第1、議案第46号令和2年度築上町一般会計補正予算(第4号) についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

**○厚生文教常任委員長(田村 兼光君)** 議案第46号令和2年度築上町一般会計補正予算(第4号)について。

本補正予算の所管項目について慎重に審議した結果、八津田小学校の建設費、英語教育強化推 進事業に伴う経費、後期高齢者医療保険の被保険者を対象としたはり、きゅうマッサージ等施設 利用時の施術料の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- O議長(武道 修司君) どうもお疲れさまでした。続きまして、塩田総務産業建設常任委員長。 塩田委員長。
- ○総務産業建設常任委員長(塩田 文男君) 議案第46号令和2年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について。

本補正予算の所管項目について慎重に審査した結果、商品券プレミアム販売事業に伴う経費、 液肥濃縮施設建設工事費、町営住宅の解体費、人事異動に伴う人件費が主なものであり、原案の とおり可決するべきものと決定しました。

**〇議長(武道 修司君)** どうもお疲れさまでした。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第46号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は、 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決 されました。

### 日程第2. 議案第47号

### 日程第3. 議案第48号

○議長(武道 修司君) お諮りします。日程第2、議案第47号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてから日程第3、議案第48号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてまでは、厚生文教常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第48号まで一括 して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第47号から議案第48号まで委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

〇厚生文教常任委員長(田村 兼光君) 議案第47号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、本案は、奨学金運営審議会委員について報酬を支給する附属機関に該当しないため、当該委員の報酬を報償費に予算組替えを行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本案は、 人事異動に伴う人件費の補正、はり、きゅう助成金の増額の補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(武道 修司君) どうもお疲れでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第2、議案第47号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第47号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第3、議案第48号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第48号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決 されました。

### 日程第4. 議案第49号

日程第5 議案第50号

○議長(武道 修司君) お諮りします。日程第4、議案第49号築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから日程第5、議案第50号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第50号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第49号から議案第50号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

〇総務産業建設常任委員長(塩田 文男君) <mark>議案第49号</mark>築上町町長等の損害賠償責任の一部免

責に関する条例の制定について、本案は、地方自治法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、町長や職員、行政委員などの職務行為について善意かつ重大な過失がない場合は、賠償責任の限度額を一部免責できるとされたため、賠償の限度額を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の新型コロナ感染症対策関連法令が施行されたことに伴い、地方税に関し、特例措置を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(武道 修司君) どうもお疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第4、議案第49号築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制 定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第49号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第5、議案第50号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第50号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第6. 議案第51号

日程第7. 議案第52号

日程第8 議案第53号

日程第9. 議案第54号

日程第10. 議案第55号

○議長(武道 修司君) お諮りします。日程第6、議案第51号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第55号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって議案第52号から議案第55号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第51号から議案第55号まで、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任 委員長。田村委員長。

**○厚生文教常任委員長(田村 兼光君)** 議案第51号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、受給資格の認定に係る手続を簡素化し、手続負担を軽減するためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、受給資格の認定に係る手続を簡素化し、手続負担を軽減するためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が施行されたことに伴い、町条例においても運営の基準を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が施行されたことに伴い、町条例においても設備及び運営に関する基準を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、研修者の資格者拡大をするため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**〇議長(武道 修司君)** どうもお疲れさまでした。委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第6、議案第51号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第51号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第7、議案第52号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第52号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第8、議案第53号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第53号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第9、議案第54号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第54号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第10、議案第55号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第55号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決 されました。

### 日程第11. 議案第56号

日程第12. 発議第2号

日程第13. 陳情第2号

日程第14.請願第1号

○議長(武道 修司君) お諮りします。日程第11、議案第56号築上町国営農地再編パイロット事業(椎田地区)に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定についてから日程第14、請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号から請願第1号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第56号から請願第1号までの委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長(塩田 文男君) 議案第56号築上町国営農地再編パイロット事業 (椎田地区)に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定について、本案は、椎田土地改良区が 解散し、負担金を徴収する必要がなくなったため、条例を廃止することであり、原案のとおり可 決すべきものと決定いたしました。

発議第2号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、町執行部が本来上程すべき条例であるのではないか、もう少し慎重に審議をする必要があるのではないかと継続審査の意見があり、まず継続審査の採決を行い、賛成少数で否決されました。その後、採決を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情第2号「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書、本案は、失職の例外について条例の改正を求めるものであり、一部容認できない文言があるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願、本案は、築城基地の 拡張に関して、今年度、防衛省は用地取得の予算要求を見送っており、また、今後も慎重に推移 を見守る必要があることから、不採択するべきものと決定しました。

以上です。

**〇議長(武道 修司君)** どうもお疲れさまでした。委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第11、議案第56号築上町国営農地再編パイロット事業(椎田地区)に係る 負担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、議案第56号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は 委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決 されました。

日程第12、発議第2号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員(6番 北代 恵君) 動議を提出させていただきます。

ただいま議題となっております発議第2号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については1,533名の住民の署名付陳情書が提出されていることを根拠に、町内住民の意見の中には当該当事者の救済を求める声が多くあるという事実があります。

私は、住民の声を議会に反映させる責務のある身として事を重大に捉え、今後のための対応策 として、情状の余地を拡大する内容の発議第2号の提出には賛成させていただきました。

しかしながら、一方で条例改正に関しては慎重に審議を重ねるべきと思います。それは、この 一連の件とは関わりなく、条例というものは未来もずっと残っていくものであるからです。

そもそも条例とは、日本国憲法第94条を根拠とし、地方自治法の規定に基づく国内法体系の一部を成す重要なものです。条例の制定は、その対象事項の文言だけにとどまらず、その趣旨、目的、内容、評価についても十分に審議、議論を重ね、採択されるべきと考えます。

よって、会議規則第48条の規定に基づき、総務産業建設常任委員会に再付託することを望みます。

○議長(武道 修司君) ただいま北代議員から発議第2号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会に再付託をする

との動議がありました。動議には、提案者以外にほかに1名以上の賛成議員が必要です。ほかに 賛成議員がいますか。

### [賛成者挙手]

○議長(武道 修司君) ありがとうございます。 賛成議員がおられますので、この動議は2人以上の賛成者がありましたので成立いたしました。

それでは、ただいまの動議を議題として採決を行います。この採決は起立によって行います。 委員会に再付託することの動議を決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(武道 修司君) ありがとうございます。起立少数です。よって、委員会に再付託することの動議は否決されました。

委員長報告に対する質疑はほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

○議員(5番 工藤 久司君) まず、この条例に対してだけの私の反対意見を述べさせていただ きたいと思います。

まず、公務員の皆さんには様々な制約はあるものの、法律により身分保障はされていると思っております。しかしながら、罪を犯せば最も厳しい処分、免職になります。この条例改正条文の文言だけを見れば、任命権者の判断で犯罪を犯しても救われ、よって全ての権限が公務員に与えられ、公平公正が保たれず、何でもありなのかとも解釈できます。

我々、住民の代表である議会の最大の責務は行政をチェックすることであります。議会がこの 条例を提案することは、その監督をも放棄し、議会または議員の存在さえも否定してしまうと考 えます。

職員が安心して業務を遂行するには、この条例改正をすることではなく、体質、体制を見直し、 改善すること、それらをチェックすることが議会の役目だと思っております。

最後に、この条例が本当に必要であれば、先ほどの委員長の報告のとおり、職員を守るべき立 場の執行部が提案をするべきと考えます。仮にこの条例が可決した場合の任命権者である町長の 条例の取扱いを注目したいと思っております。

以上、反対理由とします。署名している議員の皆さん、いま一度冷静な判断で決断をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**〇議長(武道 修司君)** 次に、賛成意見のある方、いませんか。塩田議員。

○議員(11番 塩田 文男君) 分限に関する条例改正について、賛成の意見を述べたいと思います。

まず、この条例を改正するに当たり、これが昭和25年に地方自治法から、この辺の部分についてはどの辺でできたかは分かりません。約70年前からあるこの法令の中で、70年とは言いませんが、50年近くがたつ。

条例改正については、簡単に判断できたところもありました。それは、今の条例は過失なんかは省くわけなんですが、その部分について様々な今事件があります。本来この条例で皆さんが口にするのは、例えば交通事故だとかいうようなところを、今後、今の近代化の中で、どこの事件でどの部分が重大過失と言えるのか、そこは変更していってもいいんじゃないか。例えば、ことしのオリンピックが開催されたら無人ドライバーが選手を会場まで運ぶ、AIが発達して様々な状況、事件等があり得ることです。

そして、この自治体におきましても、各課の委託契約、派遣といいますか、委託、任用職員制度という中で、いつ上司が服務命令系統を失う、事件に巻き込まれる、責任を問われるということだってないわけでもない。だからそういったときを踏まえれば、現代風に言えば、改正しても問題ない。8つの市町が同じような改正をしています。もともとこの部分がない条例もあります。だから、その辺については、改正はやってもいいのではないかということを考えます。

そして今回、あってはならない事件が起こりました。その方のためにやるわけでもないんですが、その方は皆さんと同僚の自治法を守り、自治法に従って、勤勉に職務を遂行してきた中でこのような事件に巻き込まれ、判決は厳しいものでした。その判決が厳しい中で、このままいけば失職です。だから、今回彼を救うとかいう話ではなくて、その彼が控訴したんです。我々は憲法を守っていかなければなりません、日本人として。控訴も憲法の一つのルールです。

その中で、真面目に勤めてきた、そして、控訴の判決内容を見れば、非常に厳しい内容です。 これを見ればかなりのことをやったんだなというところもあります。しかし、それを真っ向から、 やっていないんだと、違うんだと控訴したんです。そこで出てきたのが、次の陳情書に出てくる、 ある、とにかく団体が出した。1,553名という署名が集まった。

非常に厳しい選択でもあります。あの文面に書かれたように、いろんな様々な圧力をかけられた、禁首まで持たれた、それは当の彼ではないみたいですが、それに対して築上町が条例を1つつくりました。脅迫、なんだったか、それに対しまして、自治体にはつくっただけで対応してきたんであろうかなというところもあります。

そして、今回この件に関しまして、我々は司法の判断は守らなければなりません、基本的には。 しかし控訴して戦う、だからこれは今からまた司法で判断出てくると思います。私もかばうつも りもないし、その義理もありません。しかしながら、本当の結論はこれから出ると、神様のみが 知る状況であります。

よって、これについては、この事件と一緒じゃないかということがあるので、個々の条例のところでこういうことを言いたくはなかったんですが、そういう判断、私たちは今これが自分たちのできるところまで、これがもし可決されれば今度は町長の判断に委ねるでしょう。その結論を、いい結論か悪いか、そこを私たちは求めていません。それは一つの彼の手段であろうから、その一つの手段として戦っている姿を見ているんだなと。我々ができる、1,553名の住民が見ているという過程の中で、議会議員としてできるところまでやってあげたいというところが一つあります。

以上で私の賛成討論とします。

- ○議長(武道 修司君) 次に、反対意見のある方。北代議員。
- ○議員(6番 北代 恵君) ときに重大な事故や事件で、それがきっかけにおいて条例や法律が改正されることは当然あると思います。ただ一方で、今回のケースのように、当該当事者のことを考えながら条例を改正するのは、やはり私は疑念が残ります。

ですので、条例に関しては、先ほども動議で否決されましたが申し上げたとおり、その効果、 背景、これからずっと残っていく条例でございますので、それを十分に検討、審議した上で採決 するべきだと私は考えます。

- ○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。田原議員。
- 〇議員(10番 田原 宗憲君) 私はこの発議に賛成者の一人として署名しております。

この提案理由に関しまして特に酌むべき情状がある場合、それは何かと言いますと、今裁判中の、個人名を出していいか分からないですが職員ですね。

職員も一審判決は有罪の結果が出ております。しかし、この裁判中に職員の方々が証人に出て、 やっていないんですね。この証人になぜ出られなかったか、この条例があるからです。そしてそ のときに、判決が出る前に職員皆さんが、関与した職員が証人として出ていただければ、このよ うな結果は出ていなかったんじゃないかと私は思います。

そして、反対の答弁をなされました工藤久司議員の一般質問で、築上町は判決文の中に自明という言葉があったというふうに聞いております。それは何かと言いますと、築上町自体がこの事件に明らかに関係していた、そういうふうに判決文にも出ております。

そして今後、一人の特定の職員のために条例を変えるんじゃないんです。これからの皆さん職員たちの、もしもこういうことが起きたとき、今裁判中の職員は無実を訴えております。しかし、今ここ、議場にいる課長方、ほかの職員、業務には全うしていると思うんです。しかし、いつ巻き込まれるか分からない。自分では正しいと思っても巻き込まれる可能性はあります。

職員が直接の指示を仰ぐのは副町長ですね。副町長が正しければ、職員はそれにオーケーを出

して印鑑を突く。もしそれが正しい、そこだけの判断なんですよ。だから築上町自体にもしも何かあったときに職員が証人に立ってもらって、1人だけがかぶるんじゃない、そういうふうに職員同士が助けて真実を明らかにするべきだったと思いますので、私は築上町に限ってこの条例改正が必要だと思っております。

特定の一人の職員のために条例改正をするわけじゃないです。今後の職員のために私は条例改 正を賛成する、賛成の立場であります。これを賛成理由とさせていただきます。

- ○議長(武道 修司君) 次に、反対意見のある方。鞘野議員。
- ○議員(4番 鞘野 希昭君) 私は、全員協議会の折には個人的、心情的に賛同者として署名いたしました。しかしながら、16日の総務産業建設委員会の中で、工藤副議長の意見に身が震えるような思いで聞きました。

私もそれからいろいろ考えて、今の賛同者の皆さんの意見の中にもありますように、もう少し 職員のためを思うんだったら、慎重に取り合うべきではないだろうかと。継続しながらこの意見 について話し合っていく必要があるんではなかろうかなと。条例、規則、それぞれ関連もありま すし、そういう意味で慎重に取り組みたいという気持ちから、今の北代議員の動議に賛成いたし ます。

〇議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、発議第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成 の方は起立をお願いいたします。済みません、一旦中断します。北代議員。

○議員(6番 北代 恵君) 済みません、手を挙げるタイミングが遅くなりましたが、私は先ほど申し上げたとおり、この議案に関して、条例を改正するという点については、もう少し慎重に話し合いたいという疑念が残っております。

ですが、条例の内容について、情状の余地を拡大するというこの条例の内容については大きな問題はないかと思っております。つまり、最初は賛成に意見もさせていただいておりました。

ですが、今は幾つかの疑問が残っておりますので、この採決に関しまして棄権をさせていただきたいと思います。

〇議長(武道 修司君) ならば、退席を。

発議第2号について採決を行います。

〔6番 北代 恵君退席〕

○議長(武道 修司君) もう一度、採決のほうを最初から発言したいと思います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成 の方は起立をお願いいたします。

### [賛成者起立]

○議長(武道 修司君) ありがとうございます。起立多数です。よって、発議第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、陳情第2号「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の改正を求める陳情書についてを議題といたします。池亀議員。

○議員(13番 池亀 豊君) 私はこの陳情の趣旨には賛成ですが、陳情書全体に対しては意見があり、賛否を示すことはできません。退席させていただきます。

[13番 池亀 豊君退席]

○議長(武道 修司君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

○議員(5番 工藤 久司君) この陳情には1,533名の方の署名があります。内容として、 官製談合防止法に違反して懲役1年6か月、執行猶予3年の刑で有罪判決を受けている職員に対 しての条例改正を求める請願書であります。

5人の個人の方が彼の無実を信じて署名をして、町長また議長宛てに請願書を提出されました。 なぜ議会が提案するのでしょうか、町長がなぜ提案しなかったのでしょうか。

この事件は、約8億もの事業を職員が全て参加条件等を変更、作成し、事件への土壌をつくり 上げ入札したこととし、結果、談合防止法に違反したという罪に問われた事件であると認識して おります。強い圧力や暴力的な行為を受け加担したとされているが、そもそも一職員がこんな高 額な工事を仕切ることができるでしょうか。

入札関係のトップは副町長であり、町長の最終決裁もあります。職員に責任を負わせて、自分たちは給与の20%のおわび程度の減額で責任を取ったのでしょうか。なぜこんな事件が起きたのか原因も検証しない、責任も取らない、守ろうともしない、この事件を第三者が見ているような対応であり、自治体のトップとしての資質を疑います。これで一般職員が安心して働けますか。その後、不当要求防止等の条例はできましたが、それは第三者からの条例であり、中身の改善はほとんどされていないと思っております。

今、職員が無実を訴えて戦っている以上、本条例を改正しても彼の潔白は証明されません。最 後まで何が原因なのか議員として検証していきたいし、彼を応援したいと思っております。

よって、この請願には反対とさせていただきます。

- ○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。塩田議員。
- ○議員(11番 塩田 文男君) 先ほどの続きみたいなものなんですが、彼がこの陳情を出した 団体がメンバー、発起人さん数名いましたが、無実と思っているか有罪を思っているか、それは 分からない。私もどちらの立場でもない。

ただ、彼は今までの人生の中で控訴したんです。そして戦うんだと。これから司法のまた結論が出ていく過程だと。その姿に皆さんが集められた署名だと。だから、私も彼が事件をやったとか、間違いなくやったとか、無罪だとかいうことは誰も言えないです。彼が戦う上の手段です。控訴して戦う、それを裁判所に出して戦うその手段として、彼がこういった行動に出たんだと思うんです。そして、それに賛同する5名がいたということです。

最後は司法の結果に委ねていく、その最高の手段として戦っている姿に対して、私はこの陳情 書について賛成したいと思います。

以上です。

○議長(武道 修司君) 次に、反対意見のある方。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、陳情第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成 の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(武道 修司君) ありがとうございます。起立多数です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第14、請願第1号築城基地の「拡張反対」の意思を表明することを求める請願について を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員(13番 池亀 豊君) 築城基地の拡張反対の意思を表明することを求める請願の不採 択について意見を述べさせていただきます。

築上町議会基地対策特別委員会、築城地区基地対策委員会、八津田地区基地対策委員会で構成

する築上町基地対策委員会代表者連絡会議は、本年1月23日、防衛大臣河野太郎様宛てに、「今津地区の用地が取得されれば、より一層住居と基地との距離が縮まり、騒音等による生活環境の悪化が増大することは明らかであり、決して認めることはできませんとして、築城基地の拡張に関わる今津地区の用地取得について、計画の廃止を行うよう要望いたします」との要望書を提出しました。私はこの要望書の内容は請願者にとって十分なものであると考え、大いに評価するものです。

防衛省の2月14日の回答は、「当省としては築城基地が狭隘であり、用地取得が必要である 考えに変わりはないところですが、申し上げましたように、今回の用地取得に対する様々な意見 が寄せられているところであり、築上町ともよく相談しながら今後の対応について検討してまい ります」としており、今年度予算での用地買収関係費の計上は見送られましたが、用地取得が必 要との考えは変えていません。

今回、請願が委員会で不採択となったのは残念ですが、これからもこのような住民の皆さんの 意見を尊重した議会としての対応をよろしくお願いします。

以上です。

O議長(武道 修司君) 済みません、池亀議員、今原案に対して反対でいいんですか。反対です ね。

次に、賛成意見のある方。原案に対して賛成意見のある方。信田議員。

- 〇議員(9番 信田 博見君) この請願は……。
- ○議長(武道 修司君) 逆になっちょるよね。
- ○議員(9番 信田 博見君) ちょっと反対になっていないかと思う。反対で、こっちが賛成。
- ○議長(武道 修司君) 済みません、そうしたら、もう一遍そこを整理します。委員長に対する 反対意見が今言われたので、委員長に対する賛成意見をお願いいたします。信田委員長。
- ○議員(9番 信田 博見君) この請願はもう何度も議会で、委員会で審議されまして、ずっと継続審査になっております。今回の委員会でもういい加減に採択したらどうだという話をしまして、もう皆さんの決を取ったら、こういうことになったということであります。

恐らく皆さんはこの文書の中に、非常に仮定というか、仮にという部分が結構あるんですね。「築城基地は米軍基地化され」というところと、「米軍による出撃基地にされようとしています」、それから「米軍による日常的な訓練が実施され、自衛隊機の強化も想定される」と、こういう仮定の部分が非常にたくさんある。最終的にはこの拡張に反対すると、ちょっと我々も分かりにくい部分が多々あります。

地元は確かにこの拡張には反対しております。我々は基地に反対という立場ではございません ので、結果的にこういうことになったんだろうというふうに思います。 以上です。

信田議員。

〇議長(武道 修司君) 次に、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) 次に、賛成意見のある方。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武道 修司君) これで討論を終わります。

これより、請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長(武道 修司君) ありがとうございます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採 択とされました。

### 日程第15. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(武道 修司君) お諮りします。日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査についてを 議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武道 修司君) 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出の とおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をいたしました。
- ○議長(武道 修司君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長(新川 久三君) 6月4日から15日間開会いたしまして、議案に対して慎重審議をしていただいて、執行部提案の議案については、もう本当に全会一致ということで討論なしの採択となりました。本当に重ねてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、議員提案の職員の分限等々の条例が議会提案されまして可決されました。私どももまた これは再度条例ができたという形の中で、吟味、調査をさせていただきながら、検討してまいり ながら、その方法を皆さん方にお諮りしたいと、このように考えておるところでございます。 梅雨の時期でございますし、大雨にならないように祈りつつ、それとまた今年はコロナという 非常に厄介な感染症が増えておるところでございますし、まだまだ予断の許せない状況でありま す。

そこで災害時の避難という形の中で、今度また一応職員の伝達を行いながら、6月22日には 避難を兼ねた訓練を職員で行うようにしておりますので申し添えて、閉会の挨拶とさせていただ きます。議員の皆さんには御自愛していただきながら、今後のまた御活躍をお願い申し上げたい と思います。

以上で終わります。

○議長(武道 修司君) これで、令和2年第2回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員